

Advantage Partnership Lawyers

移民法

駐在員VISA Subclass 4 5 7 申請要件の変更点

1. 今年初頭の変更点

以前までは自己申請であつた会計報告に外部監査が義務付けられました。

2. 9月14日の変更点

ア) スポンサーシツプ

全社員の給料総支給額の1%以上を社員の教育費に使うことを以前から義務付けられておりましたが、追加要件として宣誓書の提出を求めてきております。

イ) ノミネーション

A. ASCO (豪州職業一覧表) を参照した役職名で駐在員を指名する義務が発生致しました。

B. 指名致しました役職名の市場給料を調査し移民局に報告する義務が発生致しました。

ウ) ビザ

以前までは雇用主である会社側が駐在員家族の医療経費負担を保証する事で十分でしたが法改正後医療保険の加入が必要となりました。

移民法 (No 2)

駐在員 VISA Subclass 4 5 7 申請必要書類

駐在員 Visa Subclass 457 の最近の変更も移民局の担当者に浸透し始め彼らから要望される書類もほぼ一定し始めました。現時点における必要書類は下記の通りです。

1. 外部監査

財務表の外部監査が義務付けられております。各社共毎年外部監査を行なつてお

りますが、監査報告書の中で社員の教育費まで公表している会社は希であります。掘って、更なる外部監査が必要になります。

2. 市場給料

駐在員の役職に当たる市場給料を自ら調査し移民局に報告する義務があります。真評を出す為外部の業者、特に公認リクルートメント・コンサルタントである **Recruitment and Consulting Services Association (RCSA)のAccredited Professional Member(APM)**からの調査書を添付すべきです。

3. 卒業証明

大学等からの英文の卒業証明書

4. 戸籍謄本

単身者、独身者を除いて戸籍謄本の英文訳

5. 医療保険

医療保険の加入

詳細は下記までご連絡願います。

弁護士 堀江純一

アドバンテージ パートナーシップ法律事務所

(02) 9221 7555

legal.one@advantagepartnership.net

www.advantagepartnership.net